

V 施設建築計画

1 施設建築の基本方針

施設整備にあたっては下記の3点に配慮するとともに、施設機能に対応した諸室の確保を行う。

(1) すべての人が使いやすい施設

本センターは、利用するすべての人が使いやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設とする。

(2) サービスを提供しやすい施設

センター内の各部門が情報を共有し、連携・協力し、利用者に良質なサービスを提供できるよう、職場環境に配慮した施設とする。

(3) 維持管理しやすい施設

長期にわたり、利用者等に安全と快適性を提供できるよう、維持管理が容易なライフサイクルコストに配慮した施設とする。

2 施設の規模

(1) 施設全体の規模

本センターとして必要な延べ面積は、既存療育センターと同程度の延べ面積に加え、各訪問支援の充実や、医療的ケア児をはじめとした家族支援の拠点とするなどの、拡充する施設機能に必要な面積を確保する。

(2) 主要諸室の規模(参考:東部療育センター)

室名	必要 室数	必要面積 (合計)	室名	必要 室数	必要面積 (合計)
診察室（ギプス スペース含む）	2	76㎡程度	言語療法室（観察室含む）	2	55㎡程度
相談室	3	68㎡程度	コミュニケーション指導室	1	20㎡程度
観察室	1	5㎡程度	感覚統合室	1	42㎡程度
療育指導室（肢体）	5	174㎡程度	工作室	1	21㎡程度
療育指導室（知的）	4	149㎡程度	保護者控室	1	35㎡程度
遊戯室	1	118㎡程度	研修室	3	129㎡程度
多機能療育室	2	168㎡程度	託児室	1	28㎡程度
静養室	2	20㎡程度	事務室	1	173㎡程度
個別療育室	1	19㎡程度	センター長室	1	22㎡程度
外来グループ室	1	45㎡程度	休憩室	1	22㎡程度
運動療法室	2	150㎡程度	厨房（調理室、下処理室等）	1	106㎡程度
			プール（更衣室、前室含む）	1	108㎡程度

※療育指導室には、利用者（親・子ども）の負担の軽減や衛生面に配慮し、外気に面したトイレを隣接させる。

※療育指導室には、室内を有効利用するため、器具などを収納できる倉庫を隣接させる。

3 ゾーニング計画

本センター施設機能ごとにゾーンを大きく4つ(①相談・診断、②通園による支援、③外来、④アウトリーチ、管理)に分け、セキュリティ等に配慮した動線計画とする。

4 施設配置計画

施設配置について、次の3点に配慮し、計画する。

(1) 療育センター本体

利用形態や動線に応じた使いやすい配置とするとともに、周辺施設との調和を考慮した配置とする。

(2) 駐車場等

既存療育センターなどの利用状況、今後の外来療育の増加などの諸条件を考慮し、駐車台数について十分に確保する必要がある。

また、整備地の接道は南側道路のみであるため、通園バスの車寄せや利用者の車両動線を考慮した計画とする。

(3) 園庭

明るく開放的な園庭を整備する。整備面積は、既存療育センターなどの利用状況を考慮し検討する。

5 特殊設備

(1) 床暖房

肢体不自由児や知的障がいの1～2歳児については、体が床面に接する部分が多く冬季における療育環境の向上のために、床暖房設備を設置する。

(2) プール

あゆみ学園には、プールは設置されておらず、障がい者スポーツセンター(福岡市南区清水)に通い療育を行っているため、利用者(親・子ともに)の往復の移動による負担が大きく、プール後の療育に支障が出ている状況である。

利用者の負担を軽減するために、既存療育センターと同規模のプールを設置する。

(3) 太陽光発電設備

福岡市建築物環境配慮制度の評価項目である建築物の環境負荷低減性を向上させるため、自然エネルギーを利用し、ランニングコストが低減できる太陽光発電設備の設置を検討する。

(4) 非常用発電設備

療育センターは、災害時には福祉避難所としての役割があり、医療的ケアを必要とする障がい児・者の介護には、呼吸器などの電源を必要とするため、非常用電源設備を設置する。

(5) 電気自動車

保育所等訪問支援などのアウトリーチを充実させることに加え、災害時における非常用電源及び蓄電池として活用できるよう電気自動車の導入を検討する。